

平成 3 0 年 度

多摩市特別職報酬等審議会資料

平成 3 0 年 8 月 2 3 日
多摩市特別職報酬等審議会

< 資料一覧 >

資料番号	資料名
1	多摩市特別職報酬等審議会条例
2	多摩市特別職等の報酬について（平成28年度の答申）
3	平成30年度東京都26市の概要
4	東京都26市特別職・議員等給料・報酬・期末手当支給月数等調べ
5	特別職報酬額の推移
6	平成29年度 多摩市長の公務状況
7	東京都26市市議会概要
8	本会議の開催状況及び種別議決件数等
9	会議別一覧
10	委員会の開会状況
11	請願・陳情等委員会別審査会件数
12	委員会の審査状況
13	議案等の種別議決件数
14	特別職並びに議員の年間報酬総額及び減額措置の状況について（推計）
15	一般職と常勤特別職給与比較
16	職員支給手当一覧
17	職員平均年齢推移
18	一般職給料のラスパイレス指数推移
19	給与勧告の骨子（平成30年人事院勧告）
20	多摩市の財政状況（決算の概要）

改正

平成19年3月30日条例第1号

平成20年9月9日条例第24号

平成27年3月31日条例第11号

平成27年12月22日条例第65号

平成28年12月26日条例第47号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、多摩市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育委員会教育長、多摩市特別職の指定等に関する条例（平成27年多摩市条例第65号）に規定する特別職の職員及び下水道事業管理者の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、その委員は多摩市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、市長が任命する。

2 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成20年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定の適用がある場合は、同項の規定の適用がある間、この条例による改正後の第2条の規定は適用せず、この条例による改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年条例第65号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第47号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。